

子育てのための施設等利用給付認定(新2号認定)について

保育の必要性の認定(新2号認定)を受けた場合、通常の保育料に加え、次の保育料が無償化の対象となります。

対象となるためには、事前に申請の手続きが必要です。

必要書類等は、裏面をご確認ください。

幼稚園の預かり保育を利用する

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大で月額 11,300 円までの範囲で保育料が無償になります。
- 認定申請の手続きは、各園でのご案内となります。

新2号認定の基準

- 保護者(母親・父親)が下記のいずれかの条件に該当する場合です。ただし、家庭で保育できると認められる場合は除きます。

- | | |
|------------|--|
| (1)労働 | 毎月 60 時間以上仕事をしている場合(家事は除く。) |
| (2)母親の出産等 | 母親が妊娠中又は出産後間がない場合(産前・産後8週間) |
| (3)病気・障がい等 | 長期の病気、負傷又は障がい等がある場合 |
| (4)病人の介護等 | 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合 |
| (5)災害等 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合 |
| (6)求職活動等 | 求職活動(起業の準備含む。)を継続的に行っている場合 |
| (7)就学等 | 就学又は職業訓練を受けている場合 |
| (8)その他 | 虐待やDVのおそれがある場合等 |

預かり保育利用前に、以下の書類を、**利用園**に、園が指定する日までに提出してください。

認定申請に必要な書類

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- 証明書（就労証明書、申立書等）（添付書類を含む。）

就労形態等により該当する書類を提出してください。

必要書類の詳細については「保育を必要とする証明書一覧」を参考にしてください。

就労形態等 書類名	勤務者 (正社員)	勤務者 (正社員 以外)	内職	自営 農業 漁業	出産	病気 介護	求職	就学等
就労証明書※	◎	◎	◎	◎				
申立書(緑)						◎		
賃金明細書等		◎	◎	◎				
その他添付書類				◎ 自営業主 は確定申 告の写し	◎ 母子手帳 の写し 表紙及び 予定日記 載ページ	◎ 診断書・ 手帳の写 し等	◎ 求職活動 確約書	◎ 通学証明 書等

※勤務先や勤務時間等が変更になった場合は、最新の証明書を随時、提出してください。

預かり保育利用後、以下の書類を、**常滑市役所こども保育課**に、支払い月の5日（土日・祝日の場合は、前開庁日）までに、提出してください。

請求に必要な書類

＊常滑市ホームページ（幼児教育・保育の無償化）からダウンロードできます。

- 施設等利用費請求書（償還払い用）＊
- 領収書 及び 支援提供証明書等 ＊
- その他（認定申請時の未提出書類）

※認定申請に必要な書類が未提出の場合、お支払いができません。

支払いは、年4回（7月、10月、1月、4月）になります。

※利用年度分（4月～翌年3月）の請求は、翌年度4月の第1金曜日が最終期限となります。まとめて（例：4～8月分を10月に）請求することもできます。